

広報

平成20年(2008)

4.15

第1668号

毎月1・11・21日発行
☎140-8715
品川区広町2-1-36

代表番号

☎3777-1111

http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

し

な

が

人権・同和問題
特集号



わ

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。

今日、我が国社会の実情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根つき部落差別をはじめ

障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることが人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する。

平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は『人権尊重都市品川』を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う。

制定一九九三年(平成五年)四月二十八日

制定一九九三年(平成五年)四月二十八日

家庭は、大切な人権の学びの場

私たちは皆、家族とのふれあいを通じて自分を、そしてほかの人を大切にすることを学んでいきます

今年は
人権尊重都市品川宣言
制定15周年です

品川区は、あらゆる差別をなくし、区民一人ひとりの基本的人権が尊重される地域社会を実現するために、1993年(平成5年)4月28日「人権尊重都市品川宣言」を制定し、様々な施策を推進してきました。日本国憲法は、だれもが願う幸せな暮らし、その願いを実現するために、「人が人として生きる権利」を基本的人権として保障しています。私たちは日ごろから、憲法の基本理念を暮らしに生かし、お互いの人権を十分尊重しあっているでしょうか。

すべての人が、人間らしく、そして自分らしく生きることができるよう、人権が保障され、やさしさはぐくまれた社会の実現に向けて、一人ひとりが「人権感覚」を磨き、日常生活の中で人権への配慮をその態度や行動に表していくことが大切です。

5/9 (金)

午後1時開演
(0時30分開場)
きゅりあん8階大ホール
(大井町駅前)

講演と
映画のつどい

憲法
週間

☑1,100人(抽選)

☎4月24日(木)(必着)までに、往復はがきで代表者の住所・電話番号、参加者全員(1枚で2人まで)の氏名を人権啓発課(☎140-0013南大井5-2-17)へ

トークショー

私の選んだ女優の道

人と人とのふれあいを通じて



「この道を信じてきたから、ここまで歩んできた…。人にはみんないいところがある。光り輝くところがどこかにある」と語る市原悦子さんによる、温かく心に響くお話。

※手話通訳・要約筆記付き。

出演/市原悦子(女優)

映画

ALWAYS 続・三丁目の夕日



昭和30年代の東京を舞台にした、感動と希望に満ちた心温まる物語の続編。

※字幕付き。

出演/吉岡秀隆、堤真一、小雪、薬師丸ひろ子ほか

問い合わせ/人権啓発課☎3763-5391

今年「人権尊重都市品川宣言」制定15周年、「世界人権宣言」制定60周年の節目の年となります。

区は、これまでもこの品川宣言を様々な施策の中に生かしながら人権啓発や人権教育を推進してきました。しかし、残念なことに、同和問題（部落差別）をはじめ、性別による差別、障害者差別、職業差別など様々な差別や偏見が解消されないままに多くの人々を傷つけています。

差別は、差別をされる人にとって、本人にはまったく責任のないことで苦しめられるという極めて不当な行為です。そして、差別される人を傷つけるのはもちろん、差別をする人の人間性をも損なってしまう行為なのです。

同和問題

わが国の発展の歴史の中で形づくられた身分階層構造に由来する差別、いわゆる部落差別によって、長い間経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられて基本的人権を侵されてきた人々があります。これらの人々は、今なお、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、そのほか日常生活の上でいろいろな差別を受けることがあります。これが「同和問題」と言われるもので、「部落問題」「部落差別」などとも言われ、深刻な人権問題であるとともに重大な社会問題です。

「東京には部落差別はない」とか「部落差別は昔の話」と思っている人もいるのではないのでしょうか。しかし、現実には、東京でも同和地区出身かどうか調査されたり、結婚や就職で差別されることがあります。最近でも、企業が採用時に調査会社に依頼して、応募者の出身地や家族状況などを調べるという、就職差別につながるおそれの強い身元調査事件が起きています。ま

た、公共施設や駅のトイレなどに被差別部落出身者に対する差別的な落書きや張り紙が見つかったり、インターネットなどへの書き込みなどの行為も発生しています。

このような現状では、同和地区の出身者が地域で安心して自分らしく暮らすことはできません。

安心して暮らせる差別のない社会をめざすには、同和問題を正しく理解し、差別を「しない」「させない」「許さない」という視点に立って、私たち一人ひとりが同和問題やそのほかの人権問題の解決に努力することが必要です。

わが国には、同和問題やそのほかにも様々な人権問題が存在しています。これらはすべて、人間としての尊厳と権利が侵されているという点で同じ根を持つ問題と言えます。様々な人権問題を解決する力にもなります。逆に、同和問題の解決に努力することは、ほかの様々な人権問題を解決に導くことにもつながります。

身元調査お断り!!

就職や結婚の際に、本人の知らないところで、出身地や家族状況などをひそかに身元調査する例が後を絶ちません。

採用選考は、本人の能力や仕事への意欲、適性などを判断基準にして実施されるべきもので、企業の社会的責任の中で行われるべきものです。このような身元調査は、本人のプライバシーを著しく侵害し、その人を不当に差別するところに問題があります。

出身地など、本人がどうすることもできない事で採用の可否が決定されるとしたら、こんな不合理なことはありません。このような調査が自分に向けられたとしたら、他人事ではすまされず、強い身元調査事件が起きています。ま



みんなで考えよう私たちの人権問題

あなたが知人に対するそのような身元調査を受けたら、自信と勇気を持って「人権侵害につながりますので、お断りします」とはっきり言えるような人権感覚を身に付けることが大切です。

なお、これらのことを受けて、戸籍に記載された個人情報保護のために19年5月に戸籍法が改正されました。これにより、戸籍などの交付請求ができる場合を限定し、請求する者に対する本人確認の実施や不正交付を受けた者への罰則を強化するなど、手続きが厳格化されました。

犯罪被害者の人権

ある日突然、強盗に押し入れられたら、あるいは、大切な家族の命を奪われたら…。犯罪被害は、ある日突然に、だれにでも起こりうることです。

被害者や家族の方は、事件のショックで混乱状態に陥り、その後の日常生活にも支障が出る可能性があります。また、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、さらに、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任な会話やマスメディアによる過剰な取材・報道などによって、二次的な被害に直面することもあります。

17年に「犯罪被害者等基本法」が行われ、これを受けて「犯罪被害者等基本計画」が策定されて、犯罪被害者への支援が図られるようになりました。こうした法律などの整備は重要なことですが、それとともに何よりも大切なことは、犯罪被害に遭った方やその家族に対する周囲の理解です。

犯罪被害に遭った方やその家族は、不安や緊張感でいっぱいになっていたり、感情の起伏が激しくなっていたり、事件当時の記憶がよみがえってくるフラッシュバックに悩まされたりしてい

ます。周囲の人々はそのような被害者・家族の状態や心情をよく理解して、プライバシーをせん索したり、心ないうわさによってさらに傷つけるようなことがないようにしなければなりません。また、「頑張り」とか「早く忘れなさい」などの激励が、被害者や家族の心をさらに傷つけることもあります。

地域社会における隣人として、被害に遭った方の怒りや悲しみを十分に受け止め、その心に寄り添うことがとても大切です。そして、被害に遭った方の要望や気持ちを十分に聞きながら、決して無理強いすることなく、立ち直りに向けて継続的に手を差し伸べていくことが必要です。

相談窓口

- 区民相談室 ☎3777-2000
- 被害者支援都民センター ☎5287-3336
- 品川警察署 ☎3450-0110
- 大崎警察署 ☎3494-0110
- 大井警察署 ☎3778-0110
- 荏原警察署 ☎3781-0110
- 法テラス（日本司法支援センター） ☎0570-079714

ビデオ・パネルの貸し出し

人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、啓発ビデオ「おーい！」や人権啓発パネルなどを貸し出しています。啓発冊子などもありますので勉強会や研修会にご活用ください。



人権啓発・社会同和教育講座

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、同和問題を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰでは「日常の中の人権～だれもが楽しく生きる社会に」をテーマに、昼コースは「自尊感情（セルフエスティーム）と人権感覚～偏見と差別のメカニズム」など3講座、夜コースは「癒し」としての差別」など3講座を開催しました。

また講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場食肉市場で食肉市場の実態と歴史を学び、と場の見学と職員との懇談を行いました。

そこに参加した方の感想として「と場にかかるお仕事の理解を深め、お肉をいただく時には感謝の気持ちを持つようになりました。見学内容を周囲の人にも伝えていきたいと思えます」などの声が寄せられました。

人権が尊重される社会をめざして、今年も10・11月に「人権啓発・社会同和教育講座」を開催します。

皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

問い合わせ 生涯学習課学習推進係 ☎5742-6837

人権尊重の社会を築くために